

第1章 はじめに

1 かながわ健康プラン21（第2次）策定の趣旨

- 本県では、国の21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」（平成12年3月策定）を受けて、平成13年2月に県民健康づくり運動「かながわ健康プラン21」を策定しました。
- この「かながわ健康プラン21」では、働き盛りの人の死亡を減らすとともに、健康で元気に生活できる期間（健康寿命）を延ばし、生活の質の向上を図ることを目的として、健康づくりを推進してきました。
- 本県でも、旧プランの最終評価や平成24年7月策定の国の「健康日本21（第2次）」を受けて、「かながわ健康プラン21（第2次）」を策定し、途中、平成25年度には暫定値であった目標値を定めた一部改定を行い、健康づくりを推進しています。

2 計画の位置づけ

- 「かながわ健康プラン21（第2次）」は、「かながわグランドデザイン（平成24年3月）」の中で示されている神奈川の将来像、「いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川」を実現する個別計画として位置づけています。
- また、「かながわ健康プラン21（第2次）」は、健康増進法第8条に規定する都道府県健康増進計画に位置づけています。

3 計画の基本的考え方

- 「かながわ健康プラン21（第2次）」では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小（全体目標）の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上を目指し、これらの目標達成のために生活習慣改善の普及及び社会環境の整備（社会的目標）に取り組むことを目標にしています。
- 本計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間とし、平成29年度に中間評価を、平成33年度に最終評価を行います。

4 推進体制

- 「かながわ健康プラン21（第2次）」の進捗を確認し着実な推進を図ることを目的として、「神奈川県生活習慣病対策委員会」の中に「かながわ健康プラン21目標評価部会」を設置し、「かながわ健康プラン21（第2次）」の進捗状況や目標の評価に関する事項について専門的、技術的な検討を行いました。
- 「かながわ健康プラン21（第2次）」を県民、企業、学校、行政が一体となり、円滑に推進するために、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置しています。

5 中間評価

「かながわ健康プラン21（第2次）」の計画期間は、平成25年度から34年度までであり、策定後5年目にあたる平成29年度が中間評価の実施年度となります。

中間評価にあたっては、設定目標の達成状況や各関連団体の取組状況について、総合的な評価を行い、課題等を明らかにし、計画の後半の取組みに反映させていきます。

中間評価の基本的な考え方の詳細は第3章において述べています。